県中都市計画区域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 〔県中都市計画区域マスタープラン〕



郡山駅前 (郡山市)



tette (須賀川市民交流センター) (須賀川市)



鳥見山陸上競技場 (鏡石町)

令 和 5 年福 島 県

都市計画区域マスタープランの見直しに当たって

都市計画区域マスタープランは都市計画法に基づき、長期的視点に立った都市の将来像を明確にする とともに、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

本県では、平成16年に全都市計画区域の都市計画区域マスタープランを策定後、平成21年3月に策定した「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を根幹に据えながら、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興とともに、少子高齢・人口減少社会の本格的な到来、市町村合併や生活圏域の広域化などの社会情勢の変化に対応し持続可能な集約型の都市を実現するため、平成26年5月に本区域の都市計画区域マスタープランの見直しを行いました。

今回の都市計画区域マスタープランの見直しにおいては、これまでの状況を十分に考慮し、大震災や原子力災害を踏まえた安心して生活できる"ふくしまらしい"まちづくりに引き続き取り組むとともに、国連サミットにおいて採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を受け、誰一人取り残さず、格差なく住み続けられる社会の実現へ向けて、強くしなやかな県土づくりや成長産業の基盤整備を進めます。

また、近年、気候変動に起因した大規模な自然災害の激甚化が顕著であることから、河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して水害を軽減させる「流域治水対策」への転換等を中心に進めていくこととします。

これらに加え、新型コロナウイルス感染症拡大により社会全般が大きな影響を受け、「新たな生活様式」が模索される中、この社会的危機を契機としたまちづくりの方向性としては、人や機能等を集積させる都市そのものの重要性に変わりはないことから、歩きやすく、働きやすく、住みやすいまちづくり、コンパクトシティ、スマートシティ等の推進は引き続き重要とされており、今般の危機により生じた変化に的確に対応していくこととします。

以上の点から、一日も早い本県の復興・再生を念頭に置きながら、新たな産業の集積等による「活力とにぎわいのあるまちづくり」、大規模災害等を考慮した「安全・安心な災害に強いまちづくり」、「地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくり」などを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組んでいくものとしています。

令和5年7月

目 次

| 1. 基 | 基本的事項 | 1 |
|------------|---|----|
| 1) | 対象区域 | 1 |
| 2) | 目標年次 | 1 |
| 2. 者 | 都市計画の目標都市計画の目標 | 2 |
| 1) | 都市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 2) | 都市づくりの理念 | 5 |
| 3) | 当該都市計画区域の広域的位置づけ | 12 |
| 4) | 保全すべき環境や風土の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 12 |
| 3. 🛭 | 区域区分決定の有無 | 13 |
| 1) | 区域区分の有無とその理由 | 13 |
| 2) | 区域区分の方針 | 14 |
| 3) | 市街化区域の規模 | 14 |
| 4. <u></u> | 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針 | 15 |
| 1) | 主要用途の配置方針 | 15 |
| 2) | 市街地における建築物の密度の構成に関する方針 | 16 |
| 3) | 市街地における住宅建設の方針 | 16 |
| 4) | 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針 | 17 |
| 5) | 市街化調整区域の土地利用の方針 | 18 |
| 5. 者 | 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針 | 20 |
| 1) | 交通施設 | 20 |
| 2) | 下水道及び河川 | 22 |
| 3) | その他都市施設 | 24 |
| 6. п | 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針 | 26 |
| 1) | 主要な市街地開発事業の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 26 |
| 2) | 市街地整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 26 |
| 7. É | 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針 | |
| 1) | 基本方針 | |
| 2) | 主要な公園緑地の配置方針 | |
| 3) | 実現のための具体の都市計画制度方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 4) | 主要な緑地の確保目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 33 |

1. 基本的事項

1) 対象区域

本都市計画区域は、郡山市、須賀川市、岩瀬郡鏡石町の各行政区域の一部により構成される 37,124ha である。

| 区分 | 市町村 | 範囲 | 規模 |
|----------|------|---------|------------|
| | 郡山市 | 行政区域の一部 | 27,024 ha |
| 県中都市計画区域 | 須賀川市 | 行政区域の一部 | 7,800 ha |
| | 鏡石町 | 行政区域の一部 | 2,300 ha |
| 合 計 | 2市1町 | | 37, 124 ha |

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、令和2年度を基準とし、概ね20年後の令和22年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の令和12年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟に対応していくため、必要に応じて見 直しの検討を行う。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2. 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

① 広域的な視点からみた課題

本都市計画区域を構成する郡山市、須賀川市、鏡石町は、江戸時代に奥州街道の宿場町として栄えた。特に須賀川市は、米、塩を始め岩瀬・田村地方で生産された馬や絹等多様な物資が流通する商人のまちとしてにぎわった。

明治時代になり、安積疏水や羽鳥用水が整備されたことにより、本都市計画区域の農業の生産性が飛躍的に向上し、2市1町の基礎を築いた。また、明治から昭和初期にかけて、本都市計画区域は一般国道4号や49号等の道路網、JR東北本線や磐越東線・西線、水郡線等の鉄道網の整備が進んだことにより、交通の要衝として商業が発展してきた。

現在では、東北縦貫自動車道、東北新幹線を始めとする南北交通軸、磐越自動車道等日本海側から本都市計画区域を通り太平洋岸のいわき広域都市圏へ至る東西の交通軸、本県の空の玄関である福島空港等広域交通基盤が形成されており、更にコンベンション機能を持つビッグパレットふくしま、地域医療を担う主要な医療機関、大学、流通業務団地等の高次な都市機能が集積し、こおりやま広域連携中枢都市圏(こおりやま広域圏)の中心的な役割を担っている。

今後も、こおりやま広域圏全体の生活環境を支える拠点として、産業、研究・教育、文化、 医療、流通等の高次な都市機能の更なる集積を図るとともに、にぎわいと多様性を提供できる都市空間を形成する必要がある。更に、福島空港の利用促進のため空港へのアクセス道路 を充実させるなど、北東北、日本海側、いわき広域都市圏を始めアジア・太平洋地域等も視 野に入れ、広域的な連携の強化を図ることが求められる。

② 土地利用に関する課題

本都市計画区域は、南北に郡山市、須賀川市、鏡石町の市街地が広がっている。これまでは、増加する人口に対応して、優良な農地に配慮しつつ市街化区域を拡大してきたが、近年人口は減少に転じている。また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害(以下、「東日本大震災」という。)や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下、「原子力災害」という。)などの影響により、若い世代を中心とした県外への人口流出や本都市計画区域内への富岡町、浪江町、川内村など他市町村からの人口流動も続いていることから、地域を持続するために地域コミュニティの維持が必要である。

市街地においては、大規模集客施設の郊外立地や、東日本大震災で被災した建築物の跡地が駐車場となり、空き家も増加するなど、中心部のスポンジ化や空洞化が進行している。また、工業地域及び工業専用地域においては、計画どおりに工場の立地がなされていない地区があるほか、工場と住宅が混在する地区がある。

今後は、身体的に移動制約が高い高齢者人口が増加するとともに、一人暮らしの高齢者も増える見込みであり、安全安心に住み続けられるまちづくりが求められている。更に、人口減少が進む中においても、居住者の生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう

一定のエリアに人口密度を維持するなどのコンパクトな土地利用の誘導方策の見直し検討等、防災・減災等に資する都市構造の構築とコンパクトで持続可能なまちづくりの視点から市街化区域内の土地の有効活用を一層推進する必要がある。市街化調整区域においては、豊かな自然環境と広大な田園地域を有しており、安積疏水や羽鳥用水等の地域特性によって潤される優良な農地の保全に努め、都市と農村の適正な調和を図るとともに、観光農園等の都市農村交流施設の立地を誘導するなど農村部の均衡ある発展が求められている。また、都市活力の創出へ向けて、広域交通利便性をいかしたIC周辺における物流拠点等の形成も求められている。

③ 都市施設に関する現状と課題

本都市計画区域では、東北自動車道、磐越自動車道、福島空港等の整備により、広域交通体系の利便性が飛躍的に高まっている。一方で、自動車交通の増加により、都市内の一般国道4号や49号等の主要幹線道路の一部で朝夕に交通混雑が発生する等の問題を抱えており、モビリティ・マネジメントの考え方を取り入れつつ、都市内交通を円滑に処理するための道路ネットワークの形成や道路交通量に合わせた道路拡幅、交差点の整備、公共交通の充実等が求められる。

また、国土強靭化に資する、災害に強い都市施設整備に加え、災害に対して強さとしなやかさを備えた社会システムの構築が必要とされている。東日本大震災では県内各所で通行止めが発生し、避難や物資の輸送に支障をきたしたことから、災害発生時における住民の避難や救助、物資輸送活動等を支える災害に強い道路整備も必要である。

令和元年東日本台風など、近年の異常降雨による阿武隈川及び流域の洪水災害や、短時間の局所的豪雨による内水被害が頻発しているため、洪水災害履歴や宅地開発の状況等を踏まえ、気候変動対応型の河川整備や流域貯留、地下浸透等の総合的な治水対策が重要となる。また、土砂崩れの要因となる大規模な地形の改変を抑制するとともに、建物の不燃化を進める等災害時等の被害の拡大を防止できるよう都市環境の整備も求められている。

市街化区域内を中心に下水道の整備が進められており、今後も水環境の保全と良好な居住環境の形成を図るために、引き続き下水道等の整備を推進する必要がある。

また、東日本大震災では県内各所で下水道マンホールの隆起や管渠のたわみなどの被害が発生し、下水道の機能が停止したことから、災害に強い下水道整備が求められる。

東日本大震災では、県内各所で多くの公園が一次避難の場所や防災活動の拠点となり、災害時における公園が本来持っている役割を果たしていることから、地域防災力や都市の快適性向上等に資するグリーンインフラが必要とされており、防災機能を持つ公園の計画的な配置と適切な維持・管理が必要である。

なお、施設の整備に当たっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮するとと もに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰にでも使いやすい安全で安心できる都市施 設の整備に努める必要がある。

④ 市街地開発事業に関する現状と課題

市街化区域内においては、大町土地区画整理事業や郡山駅前一丁目「第二地区」市街地再開

発事業を始めとして、市街地の再整備が図られている。また、市街化区域縁辺部においては、 土地区画整理事業等により、良好な住宅地の提供が図られている。今後も、多様化する都市 居住者のライフスタイルや需要に対応した居住環境を提供するとともに、車中心からひと中 心へと転換するなど、居心地が良く、歩きたくなる都市空間の整備のため、土地区画整理事 業及び市街地再開発事業等を推進する必要がある。

工業、研究、流通に関しては、郡山西部第一工業団地、郡山西部第二工業団地、須賀川南部工業団地、鏡石南部第一工業団地、郡山流通業務団地、郡山南流通業務団地等の整備が実施されてきているものの、福島イノベーション・コースト構想と連携したAIやIoT、MaaS、5G高速通信等の革新的な技術による「Society5.0」に向けた更なる機能強化が必要である。

※A I : 言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータ

ーに行わせる技術、または計算機 (コンピューター) による知的な情報処理シ

ステムの設計や実現に関する研究分野をいう。

※ I o T : Intetnet of Things の略で、現実世界の様々なモノがインターネットとつな

がることをいう。

※MaaS : 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数

の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外

のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資す

る重要な手段となるものをいう。

※5G : 第5世代移動通信システムの略称で、携帯電話などの通信に用いられる次世

代通信規格のひとつをいう。Gは「Generation」の頭文字をとったもので、5

世代目であることを表している。

※Society5.0 : IoT (モノのインターネット)や AI (人工知能)等の先端技術を活用し、経済

発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会として、国が目指すべき未来

社会のことをいう。

⑤ 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本都市計画区域は、奥羽山脈や阿武隈高地に連なる山々に囲まれ、更に阿武隈川を始め釈 迦堂川や逢瀬川等の大小様々な河川が流れている。また、開成山公園、逢瀬公園、翠ヶ丘公園、鳥見山公園等の地域の特性を有する公園、開拓の歴史を今に伝える麓山の滝等があり、これらの良好な自然と歴史を保全・活用したまちづくりが求められる。

市街地の街路等では、電線地中化等を行い良好な都市景観の形成を進めている。今後も、良好な街なみ景観及び豊かな自然景観の維持、形成を推進する必要がある。

本都市計画区域は、安積疏水や羽鳥用水等によって潤されている良好な農地が広がっており、農業が主要な産業となっている。今後も、農業生産力を維持・向上し、更には農地の持つ災害防止機能、自然環境保全機能等の多様な機能に加え、良好な田園風景等を維持するため、農地の保全に努める必要がある。また、交流人口・関係人口の拡大に向けた地域の自然、歴史、観光資源の保全・活用も必要である。

2) 都市づくりの理念

2)-I 本県の都市政策における基本理念·基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行等都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定し、このビジョンを、都市計画区域マスタープランや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民等、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取組を進めることを目指し、本県の全ての区域における都市づくりの前提として、都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

□ 基本理念

(背 景)

- ○都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制 約等大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積するコ ンパクトな都市構造へと転換していく必要性が増している。
- ○気候変動に起因した大規模な自然災害の頻発化・激甚化が顕著となっている。
- ○これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- ○本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- ○新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新しい生活様式やデジタル化の推進、地方移住の 機運の高まりなど、暮らし方、住まい方、働き方などのライフスタイルに変化が生じてきて いる。
- ○上記を踏まえ、今後はこれらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

(基本認識)

- ○都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、 一定の人口が集中して生活する場所であり、農村等都市周辺の田園地域等は、食料供給、景 観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承等多面的な機能 を有している。
- ○本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造の 在り方にも密接な関係性を持っている。
- ○本県は、核となる4都市(福島市・会津若松市・郡山市・いわき市)、周辺都市、町村、集落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めていく必要がある。
- ○本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。
- ○近年の地球温暖化等の気候変動や、それにより頻発・激甚化する自然災害に対し、都市と田 園地域等の良好な共生関係を維持するため、気候変動への対応や自然災害への対策が喫緊の 課題になっている。
- ○田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産

業、教育、アミューズメント等、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係 を構築していくことが重要である。

- ○ウィズコロナの新しい生活様式(暮らし方・住まい方・働き方の変化)の動きを踏まえた対 応が求められている。
- ○都市及び田園地域等の文化やコミュニティ、集う人々の個性や志向などの多様性を尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会を目指していく。

(基本理念)

〇以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念と し、県民や事業者、市町村等様々な主体と一体となって、本理念の具体化及び継承に取り組 む。

□ 基本方針

本県が目指す都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

〇都市と田園地域等が共生する都市づくり

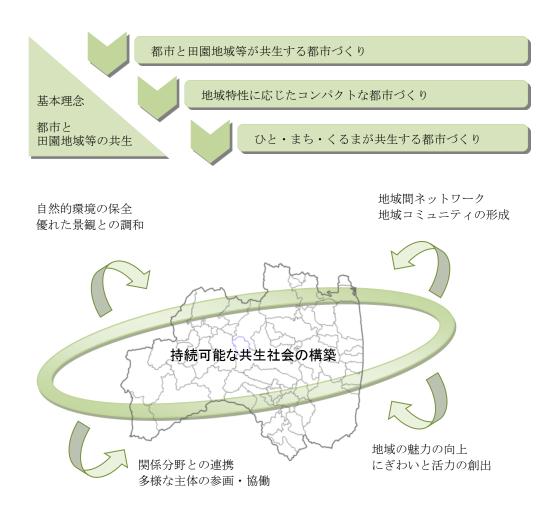
広大な自然的環境の中に都市が点在している在り方が、本県の個性と魅力を形成している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、安全・安心に暮らし続けられる環境の創出により、ふくしまの魅力を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流・連携し、共生していく都市づくりを推進する。

〇地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

人口の減少や地球温暖化等の気候変動、それによる自然災害の頻発化・激甚化など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、土地利用を含めたハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策を推進するとともに、拡散型の都市づくりを転換し、ポストコロナを見据えた上で、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現するため、防災まちづくりに配慮したコンパクトでゆとりのある都市づくりを推進する。

〇ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

誰もが格差なく暮らしやすい都市を目指し、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境の形成を進めていくため、様々な活動の場となる「まち」を一体的に捉えながら、様々なつながりを育むネットワークと歩きたくなる空間づくりを進め、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。



□ 震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたらし、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚染による影響を受けた。

県は、東日本大震災等からの1日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等とともに全力で取り組んでいる。

そのため、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギーや医療関連など新たな産業の集積等による活力とにぎわいのあるまちづくり、大規模災害を考慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづくりなどを推進し、SDGsの考え方にも対応する本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興まちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

2)-Ⅱ 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

県中都市計画区域の都市づくりの理念

「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」

- ■福島空港や東北自動車道等の高速交通体系をいかし、広域的に、人・もの・情報・文 化等の多様な交流を育む都市づくり
- ■県中地域生活圏の中心都市として、歴史・風土等に配慮し、わくわく感を抱かせる コンパクトな都市づくり
- ■都市周辺の安積疏水や羽鳥用水等に潤されたみどり豊かな田園風景を保全し、水と 緑がきらめく都市づくり
- ■自然と共生し、子どもから高齢者まで安全で安心して、そこに住みたい都市づくり



郡山駅前 (郡山市)



風流のはじめ館(須賀川市)



すかがわ路地 de マーケット (須賀川市)



鳥見山公園 (鏡石町)

① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

本都市計画区域の東部の阿武隈高地に連なる丘陵地及び西部の奥羽山脈に連なる丘陵地は、優れた自然環境、災害防止機能、緑に囲まれた美しい都市景観の提供等、多様な価値を 生活者にもたらしていることから、これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置づけ、 適正に保全することを基本とする。

また、市街地内においては、自然と調和した環境の確立に努める。

東西それぞれの丘陵地を源とする河川は市街地を東西に流れ、本都市計画区域を南北に流れる阿武隈川と合流している。これらの河川については、本圏域を始めとして、流域全体に関わる貴重な水資源であるとの認識のもと、災害に対する安全性の確保に配慮しながら、水環境の維持と改善に取り組む。

区域内に点在する湖沼は、野生生物の生息地であり、また身近な水辺空間として生活に潤いを与える資源であるとの認識のもと、その環境の改善や維持を図る。

農地については、多様な地域資源をいかした農業生産力を十分に発揮するため、保全を図る。また、農地の持つ災害防止機能、自然環境保全機能等多面的機能の維持・増進のため、 適正に保全・管理するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進する。

これらの本都市計画区域を特徴づけている自然及び農地の保全を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市機能が集積した拠点間及び田園地域等が連携した集約型都市構造への転換を図る。

② 安全で安心できるまちづくりの推進

住民の生命と財産を守り、安心して住み続けることのできる都市を形成するため、防災・減災に資するコンパクトな都市構造を構築するとともに、国土強靭化に向けて、治水・治山事業等の防災対策や急傾斜地対策、下水道整備を進め、災害の予防に努める。特に、令和元年東日本台風では本都市計画区域においても甚大な浸水被害が発生しており、近年の気候変動や社会変化による水害リスクの増大に対応するため、河川改修等の治水対策をこれまで以上に推進するとともに、適切な居住誘導等による減災型都市計画の推進など、社会全体で水害に備える「流域治水」の取組を推進する。

また、災害発生時に広域防災拠点となる公園の整備を推進するとともに、緊急車両や物質の輸送を確保するためのネットワークの確保に努める。また、市街地においては、避難場所となる公園や広場、避難路となる幹線道路や緑道の整備を推進する。都市機能及び人口が集積する郡山市の中心市街地は、防火地域及び準防火地域の指定により建物の不燃化を促進し、震災時等の火災の延焼による被害の拡大を抑制する。

安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であることから、ハザードマップの整備等により、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の連携の強化を図る。

③ 生活圏の広域化に対応した交流と連携のネットワークづくり

本都市計画区域は、こおりやま広域圏の中心となっており、区域内を始め区域外にとっても通勤、通学、買い物等の拠点としての役割を果たしている。

また、東北自動車道や磐越自動車道、東北新幹線といった高速交通体系への利便性が高く、首都圏、仙台方面、いわき方面、新潟方面など、多くの連携軸を持っている。これらの特性を踏まえ、区域内、区域外での広域的な交流、連携を促進・充実していく。

また、区域西部や南部に広がる田園地帯を始めとして、市街地と田園地域は相互に連携しており、「都市と田園地域の共生」という基本理念を踏まえ、それぞれに文化やコミュニティを尊重しながら、相互の交流を通じ、共に豊かになれるような視点が求められる。

④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進

本都市計画区域では、これまで人口増加が続き高齢化率も低い状況であったが、東日本大 震災や原子力災害などの影響による人口減少や将来的な高齢化の進行は避けられず、市街地 部・田園地域とも、暮らし続けられる地域を持続するためのコミュニティの維持・再生は大 きな課題となる。

本都市計画区域の特性として、郡山市の市街地部への大きな人口集積を持ち、中心市街地 から郊外のニュータウンまで多様な市街地が存在していることが挙げられる。それら市街地 の周囲は田園地域が取り巻いており、都市から田園地域まで多様な地域が存在している。

こうした多様な地域でのコミュニティの維持・再生に向け、都市部においては高い利便性をいかし、多様なライフスタイルを受け入れる良好なコミュニティの形成を進め、日常生活での住みやすさの向上や、防災面での地域力の向上等を狙う。田園地域等では、人口減少や高齢化の進行が予想されるが、新たな住民を迎える仕組みの構築や都市との交流等により、コミュニティの再生につながるよう、まちづくり施策の推進を図る。

このような方向性を踏まえ、都市政策としては、市街地内の地域特性に応じて、人口密度の分布に多様性を持たせた土地利用の展開が必要となる。そのため、市街化調整区域内の集落については、田や畑と調和しながら、必要に応じて地区計画等の制度を活用することで、コミュニティの維持・再生を目指す。市街化区域内においては、用途地域や地区計画等の適正な運用、道路や公園、下水道等の都市基盤の整備を計画的に行うことにより、安全で快適な市街地の形成を図る。

⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と成長を支える産業基盤の形成

郡山市を擁する本都市計画区域は、地理的な優位性や高速交通網の整備により県内でも重要な拠点地域であり、広域的な交流拠点としての役割を持つ。特に、その中心となる中心市街地が魅力とにぎわいを高め、まとまりのある市街地を形成するため、市街化区域内の高密度な土地利用は、阿武隈川の西側への誘導を図ることが必要である。

具体的には市街化区域内への人口集積を図ることで、集約されたまとまりのある市街地を 形成することを基本とする。郡山駅周辺及び須賀川駅周辺から(一)須賀川二本松線沿道等 においては、民間活力を活用した都心居住を促進し、人口の集積を図る。また、郡山市と須 賀川市の市街化区域の縁辺部や鏡石町の市街化区域等においては、低層住宅を中心とした住 宅の供給を促進し、中心部に比べてゆとりある人口分布の地区を形成する。

こうした市街地形成を通じ、中心市街地の利便性が享受でき、居心地が良く歩きたくなる市街地を実現し、にぎわいの創出に資する施策展開を図るとともに、個性と魅力ある地域づ

くりを行い、震災により低迷している交流人口の回復や拡大を図る。

産業基盤の形成については、東北自動車道及び磐越自動車道、福島空港、東北新幹線といった広域的な高速交通体系の利便性により集積する都市機能をいかし、物流拠点等に加え、 医療関連産業の集積を図るとともに、再生可能エネルギーなどの新たな時代をリードする産業の活性化に努める。

⑥ 環境負荷の少ない脱炭素型のまちづくりの推進

県では、2021年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言した。この実現に向け、県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底や再生可能エネルギーの最大限の活用などに、あらゆる主体が一丸となって取り組むことが重要であり、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、持続可能なエネルギーシステムを構築するなど、環境負荷の少ない脱炭素型のまちづくりの推進に努める。

特に、自動車からの温室効果ガスの発生を抑制するため、圏域拠点や生活拠点等に都市機能の集積を進めることにより、効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、自動車に過度に依存せず、徒歩や自転車、公共交通機関と連携を図りながら、自動車交通の手段転換について取り組む。また、渋滞の緩和に資する環状道路等幹線道路の整備を推進する。

グリーンインフラの創出として、市街地内での公園・緑地の整備推進、民有地の緑化の促進 に努めるほか、市街地を取り囲む山林、農地等の自然環境の保全を図る。

なお、再生利用が困難な遊休農地等については、周辺の環境や地域住民への配慮を行いつ つ、太陽光や風力発電等による土地利用の促進を図る。

⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設については、市街地内の低未利用地の活用等により住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との総合性、一体性に配慮しつつ配置する。

都市施設の配置に当たっては、人口が集積している地区及び将来的に人口の集積を図っていくべき地区に、重点的に行うことを基本とする。市街化調整区域内の集落地区については、 集落の生活環境を維持するため、都市基盤施設の整備を推進し、生活利便性や居住環境の向上に努める。

その際、自然環境及び身近な生活環境等に与える影響、農林業との調和に十分な配慮を行う。また、良好な自然環境、地域のシンボルとなっている景観や歴史的な場所等については、 その保全を図ることを基本とし、都市施設の配置を行う。

施設整備に当たっては、浸水等に対する地域の防災力の向上に対して各施設が果たすべき 役割を十分考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進めるとともに、歴史的街なみの保全 や良好な景観形成への配慮、更には、すべての人が暮らしやすいまちを形成するため、ユニ バーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の 整備に努める。

参考 附図 1 都市構造図

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本都市計画区域の郡山市については、こおりやま広域圏の中心として、産業、研究・教育、業務、文化、医療、流通機能等の高次都市機能を生活圏全体に提供する役割を果たすとともに、 隣接する二本松本宮都市計画区域や県南都市計画区域とも深く関わっており、今後とも、新産業の創出や中心市街地活性化を推進し、個性的で魅力ある都市空間の創造を図ることにより、 生活圏全体の連携と交流の促進に努める。

須賀川市は、郡山市と連携し、こおりやま広域圏の発展を牽引するとともに、須賀川・岩瀬 ブロックの中心として諸機能の集積を図りながら、福島空港の所在地としての地理的優位性を いかし、中心市街地を再生しつつ、都市機能の質的向上を図る。そして、地域住民の意向を尊 重し、それぞれの地域の特性をいかした活力ある地域整備に努める。

鏡石町は、鏡石駅東側を始め、現在の市街地を十分に有効活用した宅地や工業団地の形成を 進め、周辺地区の乱開発の防止に努める。

本都市計画区域の自然環境の積極的な保全を進めるとともに、環境負荷の少ない都市への転換を図る。更に、田園地域や猪苗代湖、奥羽山脈、阿武隈高地、安積疏水、羽鳥用水等、豊かな水と緑の空間の保全と整備に努める。

参考 附図2 広域都市圏構造図

4) 保全すべき環境や風土の特性

本都市計画区域東部の阿武隈高地に連なる丘陵地、及び西部の奥羽山脈に連なる丘陵地は、 優れた自然環境を有し、野生生物の生息地となるとともに、都市の背景となって緑に囲まれた 美しい都市景観を演出していることから、その保全を図る。

更に東西それぞれの丘陵地を源とする河川は市街地を東西に流れ、本都市計画区域を南北に流れる阿武隈川と合流している。これらの河川は、都市内に潤いを与えるとともに野生生物の生息地となっていることから、その保全に努める。更に、市街化区域内の河川の整備に際しては、災害に対する安全性の確保に配慮しながら、身近な潤いの場として、緑地空間や親水空間の整備を行う。

阿武隈川を流域連携軸と位置づけ、上下流域が一体となった水環境の保全に向けた取組を推進する。

安積疏水や区域内に点在する湖沼やため池は、本都市計画区域が開拓によって成長した歴史を今に伝えるものであり、また、野生生物の生息地ともなっていることから、その環境の整備や保全に努める。

こうした本区域を特徴づける自然環境については、観光交流に資する資源としての価値の創出、質の向上を図る。

3. 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定める。

② 判断理由

本都市計画区域の西側は、奥羽山脈に連なる丘陵地によって、湖南地区及び会津地域と隔てられている。また、東側については阿武隈高地によって、田村市、三春町、小野町と隔てられている。東西に配された山地の優れた自然環境や水源かん養、県土保全等の多様な機能が市街地の背景として都市の美しさを演出する要素となっていることから、その地形及び自然環境の保全に努める。

本都市計画区域の北側及び南側は、比較的平坦な地形で隣接する市町村と結びついている。特に、本都市計画区域北側の本宮市とは、一般国道4号沿道を中心としてほぼ市街地が連担した状況にある。本都市計画区域北側の空間的結びつき方については、一般国道4号が南北方向の連携を担う主要な交通軸であること等を勘案し、周辺の自然環境や営農環境との調和に配慮し適正な土地利用規制を行うことにより、市街地としての空間的な結びつきを強めていく。

本都市計画区域の南側は、良好な農地が広がっており、隣接する矢吹町とは農地を介して空間的に結びついている。今後も農地の保全を図り、市街地の無秩序な拡大を防止するため、区域区分の導入が必要である。

本都市計画区域においては、これまで人口増加を続けてきたが、近年は減少に転じており、 更には東日本大震災や原子力災害の影響により人口流動が生じるなど、今後も人口減少が進むことが見込まれている。そのため、大規模な市街地規模拡大の必要性は低いと考えられる。 その一方で、ライフスタイルの多様化によって、高度な都市機能を享受できる都市中心部への居住に対する需要に加え、都市機能を享受しながらもゆとりある居住環境を求める需要も強まっており、市街地縁辺部等においては、低層住宅を中心としたゆとりある居住環境の供給が進んでいる。

そのため、市街地内の地域特性を踏まえつつ、人口密度の分布に多様性を持たせた土地利用の展開が必要とされている。しかしながら、これによって市街地縁辺部に低密度な市街地が無秩序に拡大しないようにするために、土地利用の規制を図る必要がある。

市街化区域の周辺部は、優良な農地が広がっており、これらの区域は、市街化調整区域に加えて、農業振興地域の整備に関する法律によって規制されている。その中でも農用地区域に指定されている農地が多いことから、優良な農地の保全が図られている。今後も農地の保全を図るために、同法による規制が必要である。

今後は人口増加が停滞するとはいえ、交通の要衝である立地特性をいかした都市機能の集積による開発圧力に対する適切な土地利用コントロールが必要である。

以上の理由により、県中都市計画区域においては、区域区分を定めることとする。

2) 区域区分の方針

① 市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業フレーム

ア. 概ねの人口

本都市計画区域における将来の人口は、次のように想定する。

| | 令和2年 | 令和 12 年 |
|-----------|----------|----------|
| 都市計画区域内人口 | 約 384 千人 | 約 375 千人 |
| 市街化区域内人口 | 約 319 千人 | 約 313 千人 |

[※]市街化区域内人口は、保留された人口を含む。

イ. 産業の規模

本都市計画区域における産業の規模は、次のように想定する。

| | | 令和2年 | 令和 12 年 |
|------------|----------|----------|----------|
| 製造品出荷額(億円) | | 8, 540 | 9, 433 |
| 商品販売額(億円)※ | | 9, 488 | 10, 743 |
| 就 | 業者数(人)※ | 186, 703 | 192, 555 |
| 種別 | 第一次産業(人) | 7,640 | 4, 854 |
| | 第二次産業(人) | 49, 267 | 45, 125 |
| | 第三次産業(人) | 129, 796 | 142, 576 |

[※]商品販売額は「福島県商工業振興基本計画」の「商業・サービス業の総生産額」

② 市街化の方針

本都市計画区域においては、これまで人口増加を続けてきたが、近年は減少に転じており、更には東日本大震災や原子力災害の影響により人口流動が生じるなど、今後も人口減少が進むことが見込まれることから、現行の市街化区域を維持することを基本とする。

また、市街化調整区域内に開発された住宅団地における良好な居住環境を維持するため、 必要な規制・誘導を行う。

3) 市街化区域の規模

概ね10年後の市街化区域の規模を次のとおりとする。

| | 令和2年度告示面積 | 令和 12 年 |
|----------|------------|------------|
| 市街化区域の面積 | 約 8, 749ha | 約 8, 749ha |

⁽注) 令和 12 年の市街化区域面積には、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積は含まない。

[※]就業者数について S60~R2 実績から産業分類別に推計(国勢調査)

[※]分類不能及び四捨五入の関係から就業者数と産業別合計があわない場合がある。

4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業業務地

ア. 中心商業業務地

郡山市の郡山駅周辺、旧国道 4 号(一般国道 288 号、(一) 荒井郡山線、(主) 郡山大越線、(主) 郡山停車場線) や(一) 河内郡山線沿道、須賀川市の須賀川駅周辺及び(一) 須賀川二本松線沿道、一般国道 4 号沿道は、商業業務地として配置し、一層の機能の集積を促進する。

特に、郡山駅周辺の地区は、こおりやま広域圏の広域交流拠点として、西口地区の市街地開発事業の推進や東口地区の土地利用の再編等を推進し、商業業務機能のほか、文化・医療・福祉・教育・レクリエーションやアミューズメントの機能など、時代の要請や住民ニーズを的確にとらえ立地の誘導を図り、既存の商業や業務等の機能集積をいかした複合的な土地利用を促進し、利便性の高い市街地の形成を目指す。

ビッグパレットふくしまを核とする郡山南拠点地区については、商業業務拠点及び交流 推進拠点としてコンベンション機能の充実や商取引のセンター機能、業務機能等の立地を 誘導する。

須賀川駅から(一)須賀川二本松線沿道に広がる須賀川市の中心商店街は、古くから須賀川市及びその周辺の地域の歴史・文化の中心地として栄え、現在も引き続き須賀川市のシンボル的な空間として重要な役割を担っている。今後も商業業務拠点として、定住化による人口集積の促進を図りながら、須賀川市民交流センター(tette)、風流のはじめ館を核により一層地域に密着した商業地域として形成する。

イ. 一般商業業務地

郡山市や須賀川市、鏡石町の郊外型住宅地における、現在の商業系用途地域や主要な交通軸上の地区等は、日常的な購買需要に応えるとともに、日常生活を支えるサービス機能や一定の業務施設を導入し、生活の利便性の向上に努める。

ウ. 観光・レクリエーション拠点

郡山市の磐梯熱海温泉周辺は、観光・宿泊・スポーツ・レクリエーションのほか、コンベンション機能の各種需要に応える広域交流拠点を形成する。

須賀川市の牡丹園及び隣接するアメニティゾーンにおいて、道の駅を核とした観光・レクリエーション機能等の集積を図り、複合的な観光拠点を形成する。

② 工業·研究生産流通用地

既存の工業団地では、その生産機能を維持するとともに、産業環境の向上に向け、必要 に応じて都市基盤の整備を推進する。

既存の工場、作業所、事務所などが集積している地区は、周辺の居住環境との調和を図るため、環境の悪化をもたらす恐れの少ない工業地の形成を図る。

なお、用途地域と実際の建物の立地が乖離している地域については、用途地域の再検討を含めて土地の利活用を図る。

広域的な連携・交流を支える郡山・郡山南の各インターチェンジ周辺等には、流通業務

地を配置する。流通業務団地や総合地方卸売市場等の既存機能の高度化を進めるとともに、 関連施設等の集積を促進しつつ、流通業務機能の円滑化、強化を図る。郡山南・郡山中央 スマートIC周辺は、工場、研究開発施設、物流施設等の誘導を検討する。

須賀川市における国道4号沿いの住居系用途である地域の純化を図る。

③ 住宅地

ア. 都市型住宅地

郡山駅周辺、及び須賀川駅前から南町周辺は、商業業務機能、福祉・医療機能等との複合化や土地の高度利用を図るため、防災・減災に配慮した都市的利便性の高い、中高層住宅が主体の住宅地を形成する。

イ. 低層型住宅地

都市型住宅地の周辺は、緑や水辺空間等が整備された、低層住宅が主体の住宅地として整備し、防災・減災に配慮したゆとりと潤いのある質の高い居住空間の確保を推進する。

ウ. 工業商業共存型住宅地

現在の準工業地域や工業地域で住宅地・工業地・商業地が混在する地区(郡山市富久山町、日和田町、富田町、喜久田町、安積町、田村町)においては、土地利用の純化を目指すことを原則としつつ、地域の状況に応じた土地利用等の規制・誘導を行うことにより、住宅以外の用途との調和に配慮しながら、良好な居住環境の向上を図る。須賀川市森宿地内、影沼・大袋町、仲の町周辺については、住宅・工業混在の解消や、本来の用途と現況土地利用が違う地区の用途変更、地区計画の導入等により土地利用を整序し環境整備に努める。

鏡石町の境地区及び鏡石駅東第1地区においても、住居系と工業系・商業系が共存できる居住環境の形成を図る。

2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

郡山市の中心商業業務地については、こおりやま広域圏の中心拠点として土地の効率的な利用に努めることにより、都市機能の集積を図る。また、郡山市の中心商業業務地に隣接する地区及び須賀川市中心部の商業業務地については、中層の建物の立地を誘導し、住環境と調和した土地利用を誘導する。市街化区域内の郊外型住宅地については、緑や水辺空間といったゆとりと潤いのある土地利用を図るために、低層の建物を中心とした低密度な土地利用の誘導を図る。

3) 市街地における住宅建設の方針

中心市街地区域は、鉄道やバス等の公共交通機関を始めとして、自転車や徒歩により、多種 多様な都市サービスを享受できる生活利便性の高い都心居住を推進する都市型住宅地の形成 を図る。

周辺住宅地区は、住宅を主体としつつも、店舗や事務所等と共存した地域として、既存の都

市基盤ストックを活用しながら、都心への近接性や利便性をいかし、多様な住まい方を可能とする居住環境の形成や、戸建住宅と中高層の共同住宅等が調和した良好な住宅地の形成を図る。住宅専用地区は、多様な住宅ニーズに配慮しつつ、高さや用途等の混在がない低層な戸建住宅を中心に誘導し、ゆとりある良好な専用住宅地の形成を図る。

土地区画整理事業等による面整備が行われた地域では、現在の良好な居住環境の保全及び向上を図る。

4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針

① 居住機能及び都市機能の適正な配置に関する方針

防災との連携による災害に強い安全なまちづくりを進めるため、防災指針を含めた立地適 正化計画を活用し、居住及び都市機能の誘導を図る。

② 土地の高度利用に関する方針

郡山駅周辺の中心商業業務地は、低未利用地の活用等や、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等により、建築物の更新を促進するとともに、歩行者空間の整備、駅前広場・駐輪場等の公共施設の活用により、周辺の土地利用と調和を図りながら、土地の合理的かつ健全な有効利用を図る。

③ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の推移及び今後の見通し、更に都市施設の整備、面的整備等の状況を踏まえて、 必要に応じて適切に用途転換及び用途純化を図る。

特に用途転換については、用途地域や地区計画制度等を活用し、地区特性に応じた用途転換や土地利用の純化、あるいは複合化を推進する。

商業地域、準工業地域が指定されている地区のうち郡山IC周辺の郡山トラックターミナル及び郡山流通業務団地、郡山南流通業務団地を除く地区については、職住が近接し、利便性が高い住宅、工業、業務系の利用が共存した地区として誘導することとする。

そのため、用途地域の変更や地区計画の策定、緩衝緑地の整備等により、良好な住環境の 形成に努める。

あわせて、須賀川駅西地区及び一般国道4号沿い地域について、今後のまちづくりを見据 えた用途地域の変更を検討する。

なお、用途地域の変更を行うに当たっては、市町村都市計画マスタープランや市町村のまちづくり構想等との整合を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とする。

④ 居住環境の改善又は維持に関する方針

都市型住宅地の中でも、細街路や公園等が未整備の地区においては、安全性及び快適性の 向上を図るために、市街地の状況に合わせ、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計 画等効率的な手段を選択し、都市基盤の整備を行う。 工業混在型住宅地については、用途地域の変更や地区計画の策定、緩衝緑地の整備等を行い、良好な住環境を形成する。

土地区画整理事業によって形成された低層住宅地については、その良好な居住環境を維持するため、地区計画や建築協定等の策定を検討する。

⑤ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

阿武隈川を始めとする河川、そして本都市計画区域内に点在する湖沼・ため池等の水辺空間は野生生物の豊かな生息空間を形成していることから、水質の改善等を図ることにより、自然環境の保全再生を図る。特に、開成山、五百淵、荒池、酒蓋、善宝池は、今後も風致地区として風致の維持に努めるとともに、より豊かな緑空間の創出に努める。

開成山公園、翠ヶ丘公園等のまとまった緑地は、市街地に潤いを与え、また野生生物の生息空間を形成していることから、まとまりのある緑地空間として保全と活用を図る。

本都市計画区域の歴史を今に伝える歴史的な場所、開成館や上人壇廃寺跡等については、その歴史的・文化的資源をいかした景観形成を行う。

郡山駅前を始めとする中心商業業務地については、道路、広場、公園等の整備に合わせ、 緑や水辺空間の活用に努める。

5) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本都市計画区域の市街化調整区域には、安積疏水により開拓された安積平野に広がる水田、畑及び樹園地等の優良な農地が含まれている。郡山市では国営、県営及び団体営のかんがい排水事業並びにほ場整備事業等が実施されている。更に、須賀川市の東部地域において国営総合農地開発事業(母畑地区)が広域的に実施され、北西部地域においてもかんがい排水事業、ほ場整備事業等が実施されている。これらの地域を始め、農地については、農業生産機能のほか、災害防止機能、自然環境保全機能等、多面的機能を有するため、適正に保全する。また、観光農園等の都市農村交流施設の立地を誘導するなど農村部の均衡ある発展が求められている。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害ハザードエリアにおける開発の抑制や、災害ハザードエリアからの移転促進のため、 洪水や土砂災害等のハザードマップ等を活用し、住民への情報の周知を徹底すること等により、 洪水や土砂災害等の恐れがある区域の宅地化の抑制に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本都市計画区域の東部及び西部の山地丘陵部の樹林地は、その優れた自然環境の保全に努めることを基本とする。その上で、自然環境へ配慮しつつ、自然環境や伝統文化、農林業等の地域資源を活用したレクリエーション拠点の形成を図る。

郡山市西部の浄土松周辺は自然環境保全法における特別地区に指定され、風致公園として 整備されている。今後も優れた自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

地域の中心的な集落で、行政センター、小中学校等の基礎的な公共公益施設や日常生活に 関わるサービス機能、商店街等が集まっている地区を地区中心集落と位置づけ、生活拠点の 形成、生活支援サービス機能の確保等に努める。

更に、その他の集落地も含め、開発と保全の区分を明確にしながら、田園居住地と営農環境の調和を図ることを基本とし、集落の存続及び良好な周辺環境形成の観点から必要な基盤整備を行うことにより、豊かに住み続けることができる環境の形成に努める。

また、必要に応じ、市街化調整区域における地区計画等の制度を活用し、居住環境と営農 条件が調和した適正な土地利用や、観光農園等の農村交流施設の誘導を図るとともに、イン ターチェンジ・スマートインターチェンジ及び主要幹線道路沿線のポテンシャルを活用し、 工場、研究開発施設、物流施設等の地域振興に資する施設の在り方を検討する。

なお、郡山市富田町及び富久山町に位置する旧県農業試験場跡地周辺については、「ふくしま医療機器開発支援センター」を核とした医療機器関連産業分野の新たな産業の集積拠点の形成に向け策定した「メディカルヒルズ郡山基本構想 2.0」に基づき、市街化調整区域の地区計画制度の活用により、周辺の土地利用と調和を図りながら医療機器関連拠点としての土地利用や都市基盤整備等の誘導を図る。

参考 附図3 土地利用方針図

5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づく。

施設整備に当たっては、郡山都市圏パーソントリップ調査に基づき策定された郡山都市圏総合都市交通計画に沿って進めるとともに、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

① 基本方針

ア. 交通体系の整備方針

〇 広域的な連携軸の強化

都市圏を越える広域的な交流を支える高速交通体系として、東北自動車道及び磐越 自動車道を位置づけ、その整備充実を促進する。

幹線道路は、広域通過交通と地域内交通を分離するとともに、都市内に集中発生する交通の円滑な処理を図るため、道路網の整備を推進する。

特に、広域交流を促進するため、一般国道 288 号富久山バイパスの整備を推進する ほか、東部広域幹線の検討を行う。

〇 都市の軸の整備

都市圏内の拠点を連結するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、放射道路網、環状道路網等の整備を推進する。

また、交通量の多い幹線道路の沿線では、自動車交通に伴う騒音や排出ガスなどによる沿道環境への影響を緩和するための施策の推進を図る。

〇 交通結節機能の強化

交通結節点については、円滑に交通が処理されるように、必要な規模の確保に努める。また、公共施設や学校・商業施設と、鉄道駅などの交通結節点を連絡する軸となる自転車歩行者ネットワークの強化を図るとともに、鏡石駅東口など駅付近や交通結節点の近傍では、歩いて暮らせるまちなかづくりを推進し、自転車や歩行者空間の強化を図る。

鉄道やバスなどの公共交通については、高齢社会への対応、自然環境への負荷の軽減等に配慮するとともに、郡山都市圏総合都市交通計画の都市交通目標である、常に円滑に安心して移動できるまちを実現するため、東北本線の郡山駅から安積永盛駅間への新駅設置について、駅へのアクセス性向上策及び駅周辺のまちづくり施策等を含め引き続き検討を進める。

また、拠点間を連絡する鉄道の維持とともに、鉄道のない拠点間の連絡は、幹線バスにより維持を図る。公共交通の空白地帯では、地域住民や交通事業者の連携による乗り合い交通システムの拡充を図るため、地域に合った新たな公共交通システムの体系を検討する。

〇 防災機能の強化

災害時において、高規格幹線道路や主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は区域内での避難路や延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮した上で、地域の防災力を高めるような道路網の検討及び整備を図る。

〇 人にやさしい環境づくり

歩行者空間については、高齢社会に対応し、居心地が良い歩行者空間の充実やユニバーサルデザイン等を推進する。また、中心部の商業業務地においては、県中地域生活圏の中心都市にふさわしい景観形成に努める。

イ. 駐車場に関する方針

駐車場整備地区を指定し、公共駐車場を始めとした駐車場の活用を図り、安心して買い物ができる環境の整備を推進する。

② 主要な施設の配置方針

ア. 道路

○ 高規格幹線道路·地域高規格道路

高規格幹線道路としては、南北方向に東北自動車道を、東西方向に磐越自動車道を 配置する。

また、地域高規格道路として、一般国道4号を配置する。

〇 主要幹線道路

主要幹線道路として、一般国道 49 号、118 号、288 号、旧国道 4 号 (一般国道 288 号、(主)郡山停車場線、(主)郡山大越線、(一)荒井郡山線)、(主)郡山大越線、(主)郡山湖南線、(主)小野郡山線、(主)郡山長沼線、(主)中野須賀川線等を配置する。また、都市圏における幹線ネットワークの機能強化に向けた検討を進める。

〇 幹線道路

幹線道路として、(主) 須賀川三春線等の主要幹線道路を補完・代替する道路等を配置する。

歩行者の多い路線については、歩行者の安全性及び快適性の向上を図るため、歩行者空間の確保を図る。また、中心部の商業業務地においては、県中地域生活圏の中心都市にふさわしい魅力ある歩行者空間を配置するとともに、自転車利用に配慮した「自転車走行環境整備」等により自転車利用空間を配置する。

なお、長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地利 用や交通需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

イ. 交通・駅前広場

〇 駅前広場

交通結節点としては、郡山駅(西口、東口)、磐梯熱海駅、安積永盛駅、郡山富田駅、 須賀川駅(西口・東口)、鏡石駅(西口・東口)に駅前広場を配置する。

O 駐車場・駐輪場

中心市街地に公共駐車場、また駅前広場及び商業業務地に駐輪場を配置し、その適

切な活用を図る。

ウ. 自動車ターミナル

高速交通体系を活用した流通業務機能の集積を図るため、東北自動車道のインターチェンジ周辺に、トラックターミナルを配置する。

参考 附図 4 交通施設方針図

③ 主要な施設の整備目標

既に実施中及び概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

| 市町村名 | 路線名 | 備考 |
|------|--------------|-----------|
| 郡山市 | (都) 郡山インター線 | |
| | (都)内環状線 | |
| | (都) 東部幹線 | |
| | (都) 香久池田の保下線 | |
| | (都)荒井郡山線 | (一) 荒井郡山線 |
| | (都) 駅前境橋線 | |
| | (都)徳定行合橋線 | |
| | (都) 安積永盛駅前線 | |
| | (都) 諏訪前西ノ山線 | |
| | (都) 笹川大善寺線 | |
| | (都) 伊賀河原1号線 | |
| | (都)日の出通り線 | |
| | (都)図景町谷地内線 | |

| 市町村名 | 路線名 | 備考 |
|------|-------------|-------------|
| 須賀川市 | (都)須賀川駅並木町線 | (一) 須賀川二本松線 |
| | (都)関下一里坦線 | |
| | (都) 大町浜尾線 | |
| | (都)丸田翠ヶ丘線 | |
| | (都) 下江持橋滑川線 | |
| 鏡石町 | (都) 国道4号線 | 一般国道4号 |
| | (都) 成田鏡田線 | |
| | (都)東町鳥見山公園線 | |
| | (都) 旭町羽鳥線 | |
| | (都) 北原不時沼線 | |
| | (都) 笠石鏡田線 | |

2) 下水道及び河川

① 基本方針

ア. 下水道の整備方針

阿武隈川上流流域下水道(県中処理区)の計画を基本に、市街化区域を中心として公共 下水道による施設の整備を推進し、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質の保 全、及び水環境の回復に資するとともに、汚泥の有効活用を図り、水と緑に囲まれた良好 な都市環境の形成に努める。

市街化調整区域については、生活排水による水質汚濁を防止するため、農業集落排水施設や合併処理浄化槽等により、効率的な汚水対策を推進する。

雨水や下水処理水等を新たな資源としてとらえ、公共施設での活用や水辺空間における 親水化を進め、事業所や家庭における雨水流出抑制施設の整備を促進し、流域一体となっ た良好な水循環の維持・回復を図る。 なお、施設整備に当たっては、東日本大震災や令和元年東日本台風の豪雨による被害を 教訓に、管渠の液状化対策や処理場等の耐震化のほか、都市部の内水による浸水対策にも 十分考慮した災害に強い下水道整備を進める。

更に、ストックマネジメントに基づき、下水道施設を計画的に管理することでコストの 縮減・平準化を図り、より一層効率的な下水道事業の運営を図る。

イ. 河川の整備方針

河川は住民の生活環境と密接な関わりを持ち、環境・景観・防災上非常に重要な役割を有していることから、次の方針により整備を推進する。

水と緑のオープンスペースとして生活の中の潤いの場であることから、環境機能として 水質の改善、河道の整備、保水・遊水機能の向上に努め、総合的な治水計画との整合を図 りながら、河川改修の推進に努める。

令和元年東日本台風を踏まえ、国土強靭化に向けて、集中豪雨等による洪水や市街化に伴う流出量の増大に対応し、雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道や防災調節池の整備と合わせ、準用河川や普通河川といった中小都市河川の堤防や河道掘削等の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、雨水の一時貯留や地下浸透等、総合的な治水対策を推進する。

都市部における潤いづくりに向けて、河川の状況に合わせ、河川空間に緑地帯を設け親水空間としても活用を図る。

② 主要な施設の配置方針

ア. 下水道

a. 管渠

道路、その他の公共施設の整備状況を勘案し、また他事業との整合を図りながら排水区域からの下水を確実かつ効率的に集め、排水するよう配置する。

b. 排水区域

市街化区域を中心に公共下水道の整備を行う。市街化調整区域については、農業集落排水事業や合併処理浄化槽設置等との役割分担により、汚水処理人口普及率の向上を図る。

c. 処理場

排水区域から排水される下水量に対して必要な処理能力を有するとともに、放流先及 び周辺の土地利用の状況を勘案し、周辺環境との調和が図られるように配置する。また、 施設の敷地は、増設や老朽化した施設の統廃合等に必要な土地を確保するよう努める。

d. ポンプ場

排水区域から排水される下水量を遅延なく排除できるよう、周辺環境に配慮して配置する。また、集中豪雨時の内水氾濫による急激な排水量の増大に対応できるよう、雨水排水ポンプ場の適切な配置に努める。

イ. 河川

台風や長雨等による洪水や市街化に伴う雨水流出量の増大に対応するため、河川の未 改修区間の整備を推進するとともに、親水空間の整備を図る。

参考 附図5 下水道整備の方針図

③ 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

ア. 下水道

| 種 | 別 | 名称 |
|-------|------|--------------------|
| 流域下水道 | | 阿武隈川上流流域下水道(県中処理区) |
| | | 郡山市公共下水道(県中処理区) |
| 公共下水道 | 流域関連 | 須賀川市公共下水道(県中処理区) |
| | | 鏡石町公共下水道(県中処理区) |

イ. 河川

| 種別 | 名 称 |
|------|---------------------------------------|
| 一級河川 | 阿武隈川、逢瀬川、南川、滑川、谷田川、桜川、鈴川、 釈迦堂川、取上川 |
| 準用河川 | 愛宕川、徳定川、照内川、笹平川 |

3) その他都市施設

① 基本方針

住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、電気、ガス等の供給施設、汚物処理施設、ごみ焼却場等の処理施設、市場、火葬場等の都市施設については既存施設の有効活用に努めるほか、設備の充実に努める。

② 主要な施設の配置方針

ア. ごみ処理施設

都市施設として郡山市河内清掃工場(郡山市河内クリーンセンター)、郡山市富久山清掃センター(郡山市富久山クリーンセンター)、須賀川地方衛生センターごみ焼却場を位置づける。市民生活の向上及び生活様式の変化に伴うごみ量の増大とごみ質の多様化、高カロリー化、更には環境負荷低減のため、施設の効率的な運営を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルを促進する。

イ. 汚物処理施設

都市施設として郡山市衛生処理場(郡山市富久山クリーンセンター)、須賀川地方衛生 センターし尿処理施設を位置づける。し尿処理は、地域の特性や経済性等によりその処理 方法を決定するが、市街化区域については公共下水道及び流域関連下水道により、その他 の地域についてはその他の処理施設により整備を進めていく。

ウ. 卸売市場

都市施設として郡山市総合地方卸売市場を位置づける。流通形態の多様化や消費面に おける食生活の多様化等に十分対応しうるよう市場機能の充実を図るとともに、施設の 効率的な活用と適切な運営に努める。

エ、と畜場

都市施設として福島県食肉流通センターを位置づける。施設の効率的な活用と適切な 運営に努める。

才. 火葬場

都市施設として郡山市斎場(東山悠苑)、須賀川市保健環境組合斎場を位置づける。周辺 環境や施設利用者の利便性の向上に配慮した適切な管理・運営に努める。

カ. 墓園

都市施設として郡山市東山霊園、須賀川市墓地公園を位置づける。施設利用者の利便性 向上を図るため、適切な管理・運営に努める。

参考 附図6 その他都市施設整備の方針図

6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づく。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街化区域縁辺部等の農地や未利用地等が多く分布する地区を、緑や水辺空間等が整備されたゆとりと潤いのある低層住宅を中心とした住宅地として整備するために、土地区画整理事業等を導入し、一体的に道路や公園等の都市基盤の整備を行うこととする。

また、地域の個性をいかしたより質の高い住宅地を形成するために、地区計画等により、 建物の形態や土地利用に対する規制・誘導を行う。

郡山駅周辺地区は、商業機能の強化を図るとともに、居住機能・公共公益機能・交流機能等の都市機能を整備するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、魅力ある広域的な高次都市推進拠点地区の形成を図る。

鏡石町の鏡石駅東第1地区においては、用途の混在や敷地の細分化などを未然に防止しつ つ、居住環境と業務環境の共存する地区の形成を図るため、地区計画制度を導入しながら、 一体的な都市基盤の整備を行う。

これらの事業、施策を含め、人間中心の豊かな生活の場の創出へ向け、まちなかを、車中心からひと中心の空間に転換するため、居心地が良く歩きたくなる都市空間の整備促進に努める。

2) 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な地区については、以下のとおりとする。

| 市町村名 | 種別 | 地区名 | 備考 | |
|----------------------|----------|---------------|------------------|--|
| | 区画整理事業 | 日和田 | 低層型住宅地 | |
| | | 富田第二 | | |
| #7.11. 1: | | 徳定 | | |
| 郡山市 | | 伊賀河原 | | |
| | | 大町 | | |
| | 市街地再開発事業 | 郡山駅前一丁目「第二地区」 | 商業業務地 | |
| 鏡石町 | 区画整理事業 | 鏡石駅東第1 | 低層型住宅地 準工業業務地 | |

7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づく。

1) 基本方針

① 公園緑地整備の基本的方針

本都市計画区域は福島県の中央に位置し、郡山市、須賀川市、鏡石町の2市1町で構成されており、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた盆地状の地形を呈し、その中央を阿武隈川が南北に 貫流している。

松尾芭蕉とゆかりの深い寺社、奥の細道や旧奥州街道の松並木のほかに地元に語り継がれている伝説ゆかりの地、史跡、遺跡、文化財等が数多く分布し、歴史的及び文化的資源に恵まれている。

更に本都市計画区域は、郡山市を中心に県中地域生活圏及び中通り地域における産業、文化、 交通等の中核的な役割を担っている。

このような特性を踏まえ、郷土の歴史、文化、水と緑等をいかし、文化活動及びスポーツ・レクリエーション活動による健康づくりの場の創造と緑豊かな都市環境の形成に努めることを基本とする。

また、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるため、グリーンインフラの創出を図るとともに、交流人口・関係人口の拡大に資する観光・地域資源としてこれらを活用する。なお、管理において公民連携を図るため「公募設置管理制度(Park-PFI)」を活用していく。

② 自然環境保全の方針

本都市計画区域の東部及び西部の山地丘陵部の樹林地は、その優れた自然環境の保全に努めることを基本とする。更に、土砂流出・崩壊防止等の機能を有する緑地として、熱海地区北側の丘陵地、高倉地区の丘陵地等の市街地に近接する急傾斜地崩壊危険箇所等の樹林地を保全する。

更に郡山市西部の浄土松周辺は自然環境保全法における特別地区に指定されるとともに、風 致公園として整備し、優れた自然環境の保全に努める。

阿武隈川を始めとする河川、そして本都市計画区域内に点在する湖沼やため池等の水辺空間は野生生物の豊かな生息空間を形成することから、水質の改善を図りながら、自然環境の保全や再生に努める。

開成山公園、翠ヶ丘公園等のまとまった緑地は、市街地にゆとりと潤いを与える空間を形成 していることから、今後もまとまりのある緑地空間の機能の保全を図る。

③ 景観形成の方針

安達太良山や額取山、宇津峰山等市街地の西側及び東側の丘陵地は、緑に囲まれた都市を演出する重要な景観要素であることから、その保全に努める。また、市街地内の公園等にそれら

の山並みを鑑賞できる場所を整備する。

旧奥州街道松並木、須賀川市南部地区の街なみ等、本都市計画区域の歴史を今に伝える場所 については、その歴史的・文化的資源をいかした景観形成を行う。

郡山駅前を始めとする中心商業業務地については、道路、広場、公園等の整備において、地域の個性をいかした景観形成に努める。

また、必要に応じ建築物等の高さ制限等により、良好な都市景観の維持、形成を図ることを 基本とする。

2) 主要な公園緑地の配置方針

① 環境保全系統の配置方針

ア. 河川緑地空間の配置方針

阿武隈川、五百川、藤田川、逢瀬川、笹原川、釈迦堂川等の河川では、市街地を通る風の道として、また、これらの河川等や南川、浜尾遊水地等は、野生生物の生息の場として生態系のネットワークを形成する軸となっていることから、人と自然が共生する河川環境の保全整備を図る。

また、須賀川市の宇津峰山及び東山一帯の阿武隈地域は、優れた自然環境と景観を有していることから、保全緑地としてこれら恵まれた自然環境の保全を図る。

須賀川市北西部及び鏡石町等の優良な農地については、農業の生産性に加え、良好な田園景観や二次的な自然等としての多様な価値に着目し、その保全に努める。

イ. ため池の保全整備

宝沢沼、芳賀池、善宝池、荒池等市街地内に点在するため池は、野生生物の豊かな生息 空間を形成することから、水質の改善を図りながら、自然環境の保全整備を図る。

ウ. まとまりのある緑地空間の保全整備

開成山公園、翠ヶ丘公園等のまとまった緑地は、市街地に潤いを与え、また野生生物の生息空間を形成していることから、今後もまとまりのある緑地空間の機能の保全を図る。都市公園、公共施設等では、住民に身近な緑の空間として、高木を含んだ多様な緑化を推進し、潤いのある市街地環境の形成を図る。

更に、市街地内に残る斜面林、社寺林、既存樹林地等の高木を含む緑地は、野鳥の休息 や移動空間など生態系を支える緑地として保全整備を図る。

エ. 生態系の維持に寄与する拠点的な緑地の保全整備

多様な野鳥の生息が確認されている五百淵、古川池等の水辺空間では、市街地における 生態系を維持する拠点的な緑地として、樹林地、葦原、草地、水辺地等の多様な自然環境 の保全整備を図る。

オ. 都市活動に対する配慮

東北自動車道等の交通量が多い道路沿道については、緩衝緑地の設置等、交通に起因する騒音、振動の対策を検討する。

騒音、振動の発生源となる工業団地や工業地域、工業専用地域においては、工場立地法に基づく積極的な工場緑化の推進を図る。また、公園の整備、外周緑地の保全等を行う。

② レクリエーション系統の配置方針

ア. 身近なレクリエーション空間としての整備

身近なレクリエーションの場として、市街地における人口動向や既存公園の誘致圏域を踏まえ、近隣公園、街区公園等、住区レベルでの緑の空間を配置する。日常の健康増進や人とのふれあい憩いの場として活用される地区公園等、地域レベルでの緑の空間を配置する。更に、市街化調整区域に点在する集落についても、日常的なレクリエーション空間の創出を図る。

郡山中央工業団地、郡山西部第一工業団地、郡山西部第二工業団地、郡山北部工業団地、郡山IC周辺等の工業系の土地利用に特化している地域では、就業者の憩いの場となるよう、施設規模に応じた緑の空間を配置する。

身近なレクリエーション空間への連絡路となる緑道や、緑豊かな歩行者空間を配置する とともに、市街地に残る樹林地等は、周辺住民の散策の場等として保全していく。

また、市街地内に残されているため池は、野鳥等野生生物の生態観察の場等として、その自然の多様性の保全に努める。

イ. 特色あるレクリエーション空間の整備

大安場史跡公園は、歴史を学ぶ文化レクリエーション空間として活用を図る。

また、広大な河川緑地を有する阿武隈川では、災害に対する安全性を確保しつつ、市街地に潤いをもたらす空間として、市街地部分との結節点における拠点的親水空間の配置や、河川敷地を活用し、既存の阿武隈川サイクリングロードを用いた広域的な親水レクリエーション空間を形成する。

須賀川市上人坦・岩瀬森地区の上人壇廃寺跡は国指定の史跡であり、郷土の歴史を親し む憩いの場として整備を図る。

鏡石町の鳥見山公園においても、総合的なレクリエーションの場に加えて、地域の歴史 的背景を持つ拠点としての整備を進める。

ウ. 広域レクリエーションの拠点の整備

遊園地、プール、カルチャーセンター等多様なレクリエーション機能を有する郡山カルチャーパークは、観光・レクリエーション拠点と位置づけ、今後も施設の維持に努める。 須賀川市の観光拠点である牡丹園に近接する花岡地区についても、道の駅を核とした広域レクリエーション拠点と位置づけ、牡丹園を補完する観光施設と利用者ニーズに対応した複合施設等の整備を図る。

更に、福島空港と一体的に整備されている福島空港公園も、広域レクリエーション拠点と位置づける。

③ 防災系統の配置方針

ア. 避難場所・避難路の整備

地震、火災等の災害時における安全性の確保を図るために、地域防災計画に基づき避難場所を確保するものとし、広域避難場所としては、開成山公園、21世紀記念公園等の都市基幹公園を位置づけ、防災用備蓄倉庫や飲料水の貯水槽等を配備する。

緑道、サイクリング道を避難路として位置づけ整備を図る。更に、市街地の骨格的な延

焼遮断帯、避難路となる防災軸の形成を図るため、連続的な緑道整備及び緑化の推進を図る。

イ. 自然災害への対応

土砂流出・崩壊防止等の機能を有する緑地として、熱海地区北側の丘陵地、高倉地区の 丘陵地等の市街地に近接する樹林地を保全する。

市街地内の中小河川は、水害対策の一環として改修整備を推進中であるが、河川改修と 一体となって環境護岸、親水テラス、河畔の緑化等の整備を行い、水害に強い安全で快適 な河川整備を行う。

④ 景観構成系統の配置方針

ア. 市街地の背景となる緑地の保全整備

市街地の背景となる郡山西部地区、熱海地区、高倉地区の丘陵樹林地、阿武隈川及び釈迦堂川沿いの丘陵地等の樹林地は、緑豊かな山並みを形成しており積極的な保全に努める。

イ. 歴史的風土、文化資源と一体となって市民に親しまれている緑地の保全

「ふくしま緑の百景」にも選ばれ、地元住民に親しまれる心象風景を構成している田村神社、鹿島神社、菅船神社及び鹿島神社の鎮守の森、旧奥州街道の松並木、翠ヶ丘公園、旭ヶ岡公園等は、今後も身近な緑の空間として、その保全に努める。また、国指定名勝「須賀川牡丹園」等文化的資源についても、今後も積極的な保全整備に努める。

ウ. ランドマークやシンボルとなる緑地の保全整備

開成山の一本マツ、阿弥陀様のムクロジ、菅船神社の森、稲荷神社の中丸ザクラ、古寺山のマツ並木、和田大仏のヒノキ、西川の種まきザクラ、十念寺のキャラボク等は県の「緑の文化財」に指定され、地域住民に親しまれており、今後もランドマークやシンボルとなる緑地として積極的な保全整備を図る。

エ. 郷土景観を構成する緑地の保全整備

本都市計画区域を南北に流れる阿武隈川と流域の河岸段丘の緑や、市街地内を貫流する中小都市河川及び市街地やその周辺に数多く分布する湖沼池と一体となった緑地は、水と緑が調和した郷土景観を構成しているため、積極的な保全に努める。

オ. 良好な都市景観の保全整備

季節感のある緑豊かな公園、緑道や主要道路の積極的な街路樹整備を行う。また、屋外広告物の適正な誘導に努める。

都心において街角や交差点、駅前広場等の整備を図り、魅力ある都市空間を創出する。 住宅地においては、緑化協定や地区計画等により、生垣やシンボル樹の導入、屋敷林の 保全等により良好な居住環境を創造する。

必要に応じて、建物等の高さ制限等により、良好な街なみ景観、豊かな自然景観の形成、 保全に努める。

⑤ 総合的な緑地の配置方針

市街地形成の骨格を担っている緑地として阿武隈川とその支流の逢瀬川、笹原川及び釈迦堂川を緑地の軸として保全に努める。更に、日常生活上密接な関わり合いのある緑地として、

荒池地区、熱海地区、西川地区、翠ヶ丘地区及び鏡石地区、また市街地の背景となる緑地として、高倉地区及び曲木沢地区の樹林地を保全する。

郡山市においては、開成山公園を始め、21世紀記念公園、郡山カルチャーパーク、平成記 念郡山こどものもり公園等の都市基幹公園のレクリエーション拠点の配置により、緑の空間 形成を図る。また、阿武隈川、逢瀬川等の河岸の区域に親水空間として緑地を配置する。

須賀川市においては翠ヶ丘公園を中心として牡丹台公園、山寺池公園及び旭ヶ岡公園等を整備し、これらによる緑の回廊の形成を図る。また、将来的な墓地の需要に適切に対応するため、墓地公園を整備する。

鏡石町においては、歴史的背景を持つ鳥見山公園を拠点とし、地域開発に寄与した水路跡 地を緑道に利用し、市街地と連結させる。

更に、良好な都市景観の保全整備として都心部において街角や交差点、ショッピングモール、駅前広場等の整備を図り印象度の高い都市空間を創造する。

住宅地においては、緑化協定や地区計画等により良好な居住環境を創造する。

また、風致地区の指定や地区計画の策定等により、今後も都市の良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図る。



翠ヶ丘公園 (須賀川市)



鳥見山公園(鏡石町)

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

① 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

都市公園施設として整備すべき緑地については、概ね以下の配置方針に従って整備を進める。

| 種類 | 種別 | 配置方針の概要 |
|--------|------|--|
| 住 | 街区公園 | 住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね 500m 四方に 1 箇所程度設置) |
| 住区基幹公園 | 近隣公園 | 住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね1km四方に1箇所程度配置) |
| 園 | 地区公園 | 住居系市街地において、徒歩圏域内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を 図る。(従来の目安は概ね2km四方に1箇所程度配置) |
| 都市基幹公 | 総合公園 | 総合公園として、開成山公園、大槻公園、逢瀬公園、郡山カルチャーパーク、平成記 念郡山こどものもり公園、大安場史跡公園、翠ヶ丘公園、鳥見山公園の8箇所の確保 を図る。 |
| 園 | 運動公園 | 運動公園として、牡丹台公園の1箇所の確保を図る。 |
| 大規模公園 | 広域公園 | 広域公園として、福島空港公園の1箇所の確保を図る。 |
| | | 風致公園として、五百淵公園、浄土松公園、新池公園の3箇所の確保を図る。 |
| 緩衝 | その他の | 特殊公園として、風土記の丘公園の1箇所の確保を図る。 |
| 衝緑地等 | | 運動場として、磐梯熱海スポーツパーク、ふるさとの森スポーツパーク、釈迦堂川河 畔多目的広場の3箇所の確保を図る。 |
| | | 墓園として、郡山市東山霊園、須賀川市墓地公園の2箇所の確保を図る。 |

② 風致地区等の指定目標及び指定方針の概要

良好な自然的環境の保全等を図るため、風致地区等の指定を以下のように進める。

| 地区の区別 | 指定方針の概要 | |
|--------|--|--|
| 風致地区 | 郡山市の五百淵風致地区、開成山風致地区、荒池酒蓋風致地区、善宝池風致地 区の4箇所を保全する。 | |
| 緑地保全地区 | 市街化区域内及び市街化区域に隣接する特に優れた自然環境を有する箇所の保 全を図るため、指定を検討する。 | |

参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

4) 主要な公園緑地の確保目標

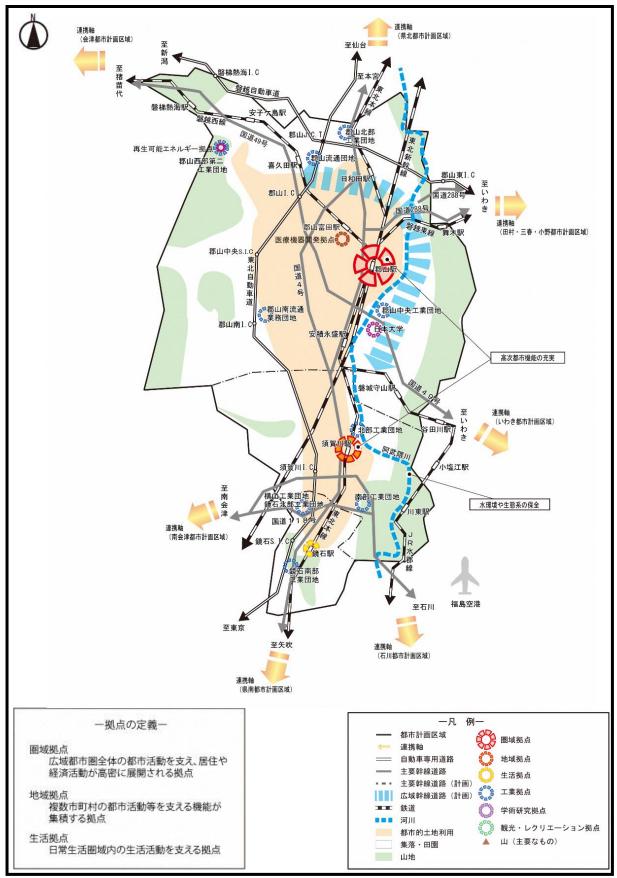
概ね10年以内に実施を予定する主要な施設は以下のとおりとする。

| 市町村名 | 種別 | 名 称 |
|------|------|--------|
| 須賀川市 | 広域公園 | 福島空港公園 |

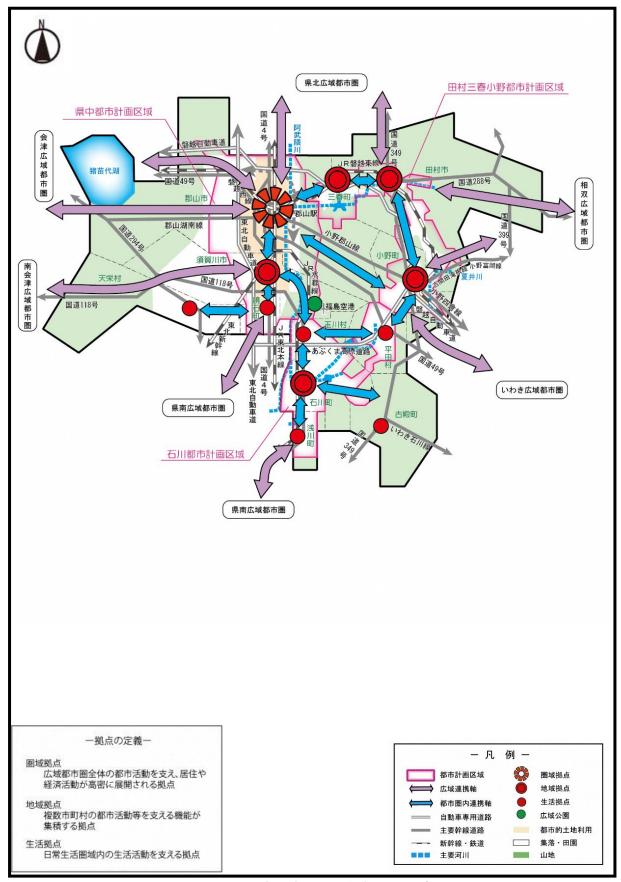
都市形成略史年表

| 年 | 出来事 |
|------------------------------------|--|
| 江戸時代 | 郡山、須賀川は、奥州街道の宿場町として栄える。 |
| 明治元年(1868年) | 戊辰戦争により戦禍を被る。 |
| 明治4年 (1871年) | 廃藩置県により安積地方は二本松県となる。 |
| 明治6年 (1873年) | 笠石新田村・森宿村・行方野村・細谷村の4村が合併し、笠石村とな |
| | る。 |
| | 福島県の開拓方策による大槻原の開墾が始まる。 |
| 明治9年(1876年) | 本町、中町、北町、道場町が合併し、須賀川村となる。 |
| | 鏡沼村・高久田村・仁井田村の3村が合併し、鏡田村となる。 |
| 明治 12 年 (1879 年) | 安積郡役所を開成館に置く。 |
| | 安積疏水開さく起工式。 |
| 明治 15 年 (1882 年) | 安積疏水通水式挙行。 |
| 明治 20 年 (1887 年) | 東北本線上野一郡山間開通。 |
| 明治 22 年 (1889 年) | 町制施行により郡山町となる。 |
| | 森宿の一部と合併して須賀川町となる。 |
| | 鏡田村、笠石村、成田村、久来石村が合併し、鏡石村となる。 |
| 明治 45 年 (1912 年) | 郡山町上水道完成。 |
| 大正 13 年(1924 年) | 郡山町が小原田村を編入し、郡山市となる。 |
| 大正 14 年(1925 年) | 郡山市が桑野村を編入。 |
| 昭和4年 (1929年) | 郡山市に都市計画区域指定。 |
| 昭和9年(1934年) | 水郡線(郡山-水戸間)全線開通。 |
| | 須賀川町に都市計画区域指定。 |
| 昭和10年(1935年) | 郡山市で用途地域を都市計画決定。 |
| 昭和29年(1954年) | 岩瀬郡須賀川町、浜田村、西袋村、稲田村、石川郡小塩江村が合併し、 |
| | 須賀川市となる。 |
| 昭和 30 年(1955 年) | 郡山市が岩江村の一部を編入。 |
| | 須賀川市が岩瀬郡仁井田村を編入。 |
| 昭和37年(1962年) | 鏡石村が町制施行し、鏡石町となる。 |
| 昭和 40 年(1965 年) | 郡山市が安積郡安積町、三穂田村、逢瀬村、片平村、喜久田村、日和 |
| | 田町、富久山町、湖南村、熱海町、田村郡田村町、西田村、中田村と |
| | 合併。 |
| 昭和 42 年(1967 年) | 須賀川市、石川郡大東村が合併し、須賀川市となる。 |
| 昭和 45 年(1970 年) | 鏡石町に都市計画区域指定。 |
| TTT- 10 F (1051 F) | 郡山市、須賀川市、鏡石町に市街化区域及び市街化調整区域指定。 |
| 昭和 46 年(1971 年) | 須賀川市で用途地域を都市計画決定。 鏡石町で用途地域を都市計画決定。 |
| 昭和 48 年(1973 年) 昭和 50 年(1975 年) | 東北自動車道郡山ー白石間開通。 |
| 昭和 57 年 (1982 年) | 東北新幹線大宮一盛岡間開通。 |
| 平成2年(1990年) | 整越自動車道郡山一熱海間開通。 整越自動車道郡山一熱海間開通。 |
| 平成 5 年 (1993 年) | 福島空港開港(玉川村) |
| 平成7年(1995年) | 磐越自動車道郡山一いわき間開通。 |
| 平成9年 (1997年) | 郡山市が中核市に指定される。 |
| 1,7,4 0 1 (2001 17) | 空港東側アクセス道路全線開通。 |
| | 磐越自動車道全線開通。 |
| 平成 13 年 (2001 年) | 郡山駅西口市街地再開発事業竣工。 |
| 平成 17 年(2005 年) | 須賀川市、岩瀬郡長沼町、岩瀬村が合併し、須賀川市となる。 |
| 平成 21 年(2009 年) | 東北自動車道鏡石スマートIC本格運用開始 |
| 1,974 31 (2000) | AN INTERPORT OF A STATE OF THE PROPERTY OF THE |

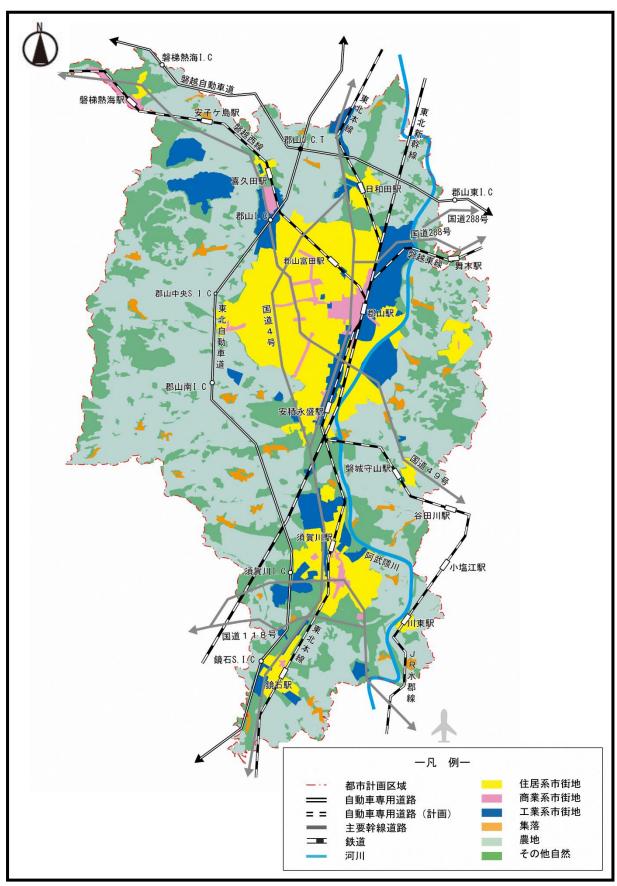
| 年 | 出来事 |
|-----------------|----------------------|
| 平成 23 年(2011 年) | 東日本大震災発災 |
| 平成 29 年(2017 年) | 磐越西線郡山富田駅開業 |
| 平成 31 年(2019 年) | 東北自動車道郡山中央スマートIC供用開始 |



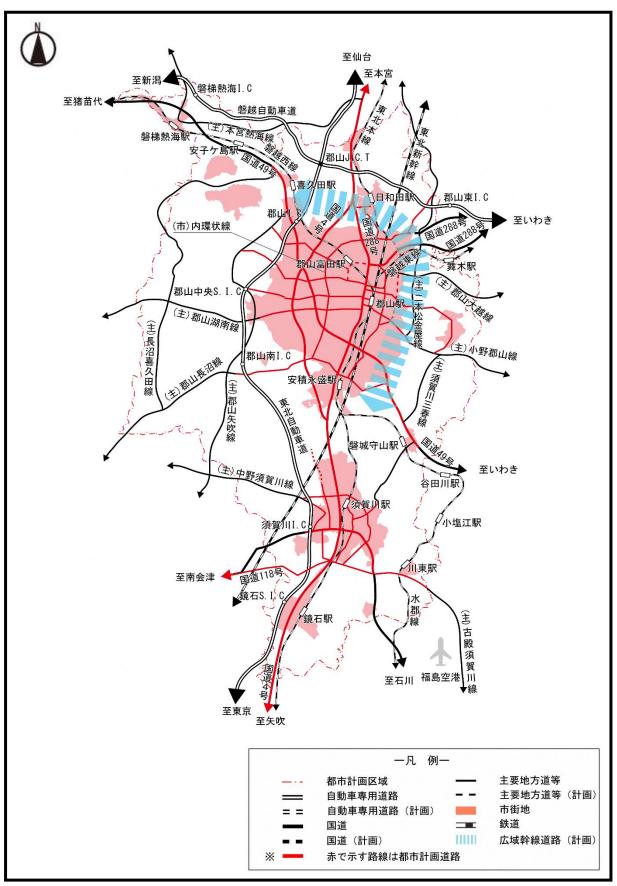
附図 1 都市構造図(参考) -県中都市計画区域-



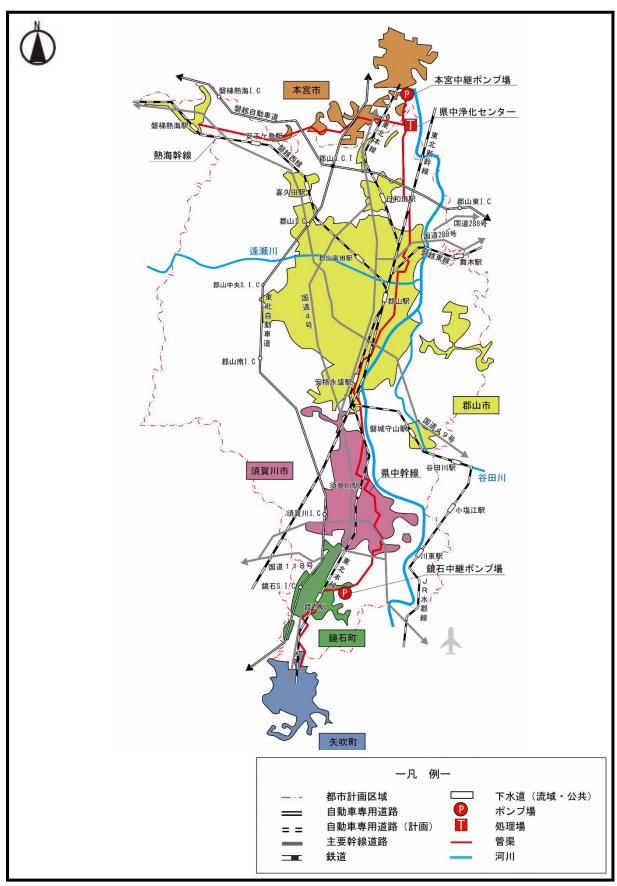
附図2 広域都市圏構造図(参考) -県中広域都市圏-



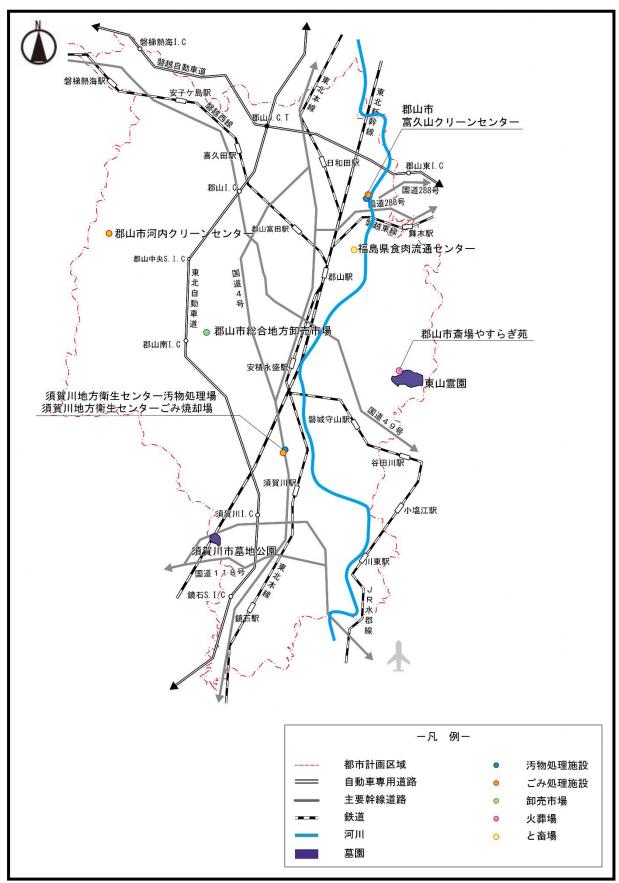
附図3 土地利用方針図(参考) -県中都市計画区域-



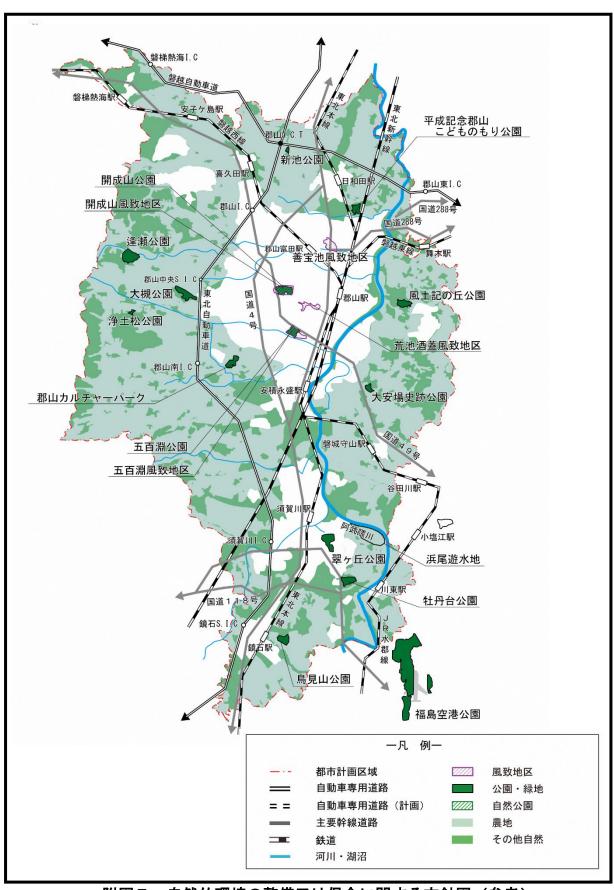
附図 4 交通施設方針図(参考) -県中都市計画区域-



附図5 下水道整備の方針図(参考) -県中都市計画区域-



附図6 その他都市施設整備の方針図(参考) -県中都市計画区域-



附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図(参考) -県中都市計画区域-